

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月15日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第37号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第29条」を「・第29条」に改める。

第3条第1項第3号中「号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「ものに限る。）」の次に「又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「者」を「施設又は事業所」に改める。

第20条第2項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）」を「特区法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。